鶴岡市告示第447号

鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策店舗賃料緊急支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月11日

鶴岡市長 皆 川 治

鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策店舗賃料緊急支援事業補助金交付要綱

1 目的及び交付

市長は、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の感染拡大の影響を受けて収益が悪化している市内の事業者の事業の継続に向けた支援を行うため、事業者が負担する店舗の賃料に対し、鶴岡市補助金等に関する規則(平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象者

補助の対象となる者は、次の要件を全て満たす店舗(第3項及び第4項において「店舗」という。)の賃借者(以下「事業者」という。)とする。

- (1) 市内に本店を有し、日本標準産業分類における小売業又は飲食サービス業に属する店舗
- (2) 現に営業の事実がある店舗
- (3) 感染症の影響により、令和2年4月1日から同年5月31日までの期間において、10日以上の休業又は時間短縮営業を行っている店舗
- (4)店舗又はその敷地の賃貸借に係る契約を交わしており、令和2年5月請求分と して1月に相当する賃料が発生している店舗

3 補助金の額

補助金の額は、前項第4号の賃料に10分の8を乗じて得た額(その額に100円 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とし、1店舗当たり10万円、 1事業者当たり5店舗を限度とする。

4 交付申請

事業者は、新型コロナウイルス感染症対策店舗賃料緊急支援事業補助金交付申請書 兼請求書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和2年6月30日まで市 長に提出しなければならない。この場合において、規則第21条の規定により、規則 第3条に規定する事業計画書及び収支予算書の添付を省略することができる。

- (1) 店舗又はその敷地に係る賃貸借契約書等の写し
- (2) 本人確認書類の写し(個人の場合)
- (3)誓約書兼同意書(別記様式第2号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

5 補助金の額の確定の省略

市長は、規則第21条の規定により、前項の交付申請書の提出をもって規則第13条の規定による実績報告があったものとみなし、規則第14条の規定による補助金の額の確定を省略することができる。

6 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、令和2年5月11日から施行する。